

みすチャンネル

会津若松市上下水道局広報
つながるあいづわかまつ



上下水道局
ホームページ



上下水道局
Instagram

令和7年9月号
No.23

9月10日は「下水道の日」
次ページから下水道特集

みんなで守る
きれいな自然

目次

- 表紙 みんなで守るきれいな自然（阿賀川）
2ページ 9月10日は「下水道の日」
裏表紙 災害時給水拠点を整備しました／給水装置はあなたの財産です
／第67回 水道週間児童生徒作品展表彰式を実施しました



災害時給水拠点を整備しました

会津若松市役所の新庁舎開設に伴い、来庁者駐車場内に災害時の給水拠点を整備しました。地震などの災害が発生し水が止まった場合でも、給水栓にホースとスタンドをつなぐことで、飲料水を確保することができます。



災害時給水拠点（来庁者駐車場内）

※災害時に給水を受ける際には、水を入れるための容器（ペットボトル・ポリタンク等）をご持参ください。

※災害時給水拠点の場所や詳しい使用方法是市のホームページに掲載しています。

◎問い合わせ…上水道施設課（☎22-6177）



災害時給水栓（組立後）



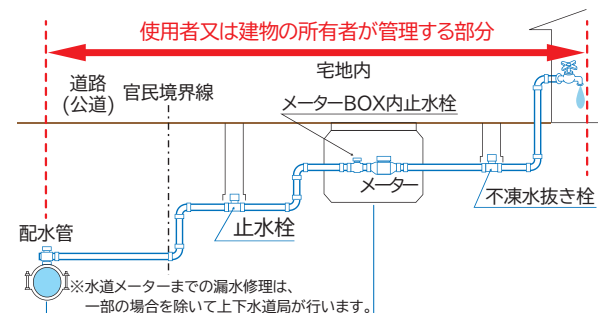
災害時給水拠点
の整備計画



給水装置はあなたの財産です

宅地内に設置してある給水管や蛇口などの給水装置（水道メーターを除く）は、使用者（所有者）の財産です。故障や漏水が発生した場合は、使用者などの負担により修理が必要です。定期的にメーターを確認して、漏水や故障を早期に発見しましょう。

◎問い合わせ…会津若松アクアパートナー（株）
（☎22-6171）



水道料金等の支払い・
開閉栓に関する問い合わせ
上下水道料金センター
☎22-6172

水道のトラブルに関する
問い合わせ
会津若松アクアパートナー（株）
☎22-6171

下水道（使用料以外）に関する
問い合わせ
下水道施設課
☎23-9507

第67回 水道週間児童生徒作品展 表彰式を実施しました

毎年、会津若松市上下水道局では、水道週間に合わせて作品を募集しており、今年も多数の応募をいただき、7月11日に表彰式を執り行いました。入賞作品等は、市ホームページに掲載しています。

◎問い合わせ…上下水道局総務課（☎22-6073）



（会津若松市長賞受賞者）



入賞作品等



9月10日は「下水道の日」

下水道について、一緒に学び、感じ、考えてみませんか

「下水道の日」の由来

「下水道の日」が9月10日になった由来は、下水道の役割の一つである「雨の排除」を念頭に、古くから台風シーズンとされる二百二十日が適当とされたことによりです。二百二十日は雑節の一つで、立春から数えて220日目のことを言い、「にひゃくはつか」と読みます。



下水道普及の取り組み

本市では、下水道整備済みの区域にある未接続の個人宅や事業所、物件を所有する不動産会社等を訪問し、下水道接続の依頼をしています。また、既存の建物（事業所・集合住宅は除く）で下水道につながる際の融資をあっせんする制度もありますので、詳しく知りたい場合は、下水道施設課までお問い合わせください。

会津まつりでの下水道PR

下水道は目に見えづらいものです。その下水道をより多くの方に知っていただくことを目的に、下水道局職員が下水道事業のPRの一環として、法被を着て会津磐梯山の踊りに参加する予定です。で、ぜひ探してみてください。



下水道の

3つの役割

公衆衛生の向上

家庭からの汚水を直接川に流さなくなるため、川の水はきれいになり、蚊やハエの発生を抑えられます。また、下水道に接続すると水洗トイレが使えるようになるので、衛生的で快適な生活ができ、街もきれいになります。

水質保全

下水道管を通して運ばれた汚水を、下水処理場できれいにして川に放流することで、川や海の水質を守り、地球環境を守ります。本市を流れる阿賀川は、鮎が住めるほどきれいな水質です。

浸水防止

大雨が降っても水が溢れないように雨水管に流すことにより、浸水被害を防止します。下水道管には、汚水を流すための汚水管と、雨水を流すための雨水管があり、会津若松市では汚水と雨水を分けて流す分流式を採用しています。

下水道を長く 使い続けるために

下水道管の劣化を防ぐためには、可能な限り、流す水の汚れを取り除く必要があります。日常生活でのちょっとした工夫が、下水道、さらには自然を守ることにつながります。身近なことから始めてみませんか。

台所

- ・食器汚れは新聞紙等で拭き取る
- ・水切りネットは穴の小さいものを選ぶ
- ・食事は食べられる量を作る

洗濯

- ・洗剤は適量を使用する

トイレ

- ・水に溶けるもの以外は流さない



マンホールカード を配布しています

下水道への理解・関心を深めてもらうために、各自治体でマンホールカードを発行しています。カード集めの記念すべき1枚目に、本市のマンホールカードはいかかですか。

【配布場所】会津若松市役所本庁舎

【平日】総案内
【休日】警備員室
【時間】午前9時
～午後5時



配布場所等

単独処理浄化槽をご使用の方へ

平成13年から合併処理浄化槽の設置が義務付けられましたので、まだ単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への入替えをお願いします。

単独処理浄化槽は、トイレの排水しか処理できず、台所等の排水はそのまま流れてしまい、悪臭や河川を汚す原因となります。下水道区域以外の居住する建物で、単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する経費の一部を補助する制度がありますので、詳しくは下水道施設課までお問い合わせください。



補助制度

◎問い合わせ…下水道施設課（☎ 23-9507）